〇大分県生活環境の保全等に関する条例
平成十一年十二月二十四日
大分県条例第四十七号
大分県生活環境の保全等に関する条例をここに公布する。
大分県生活環境の保全等に関する条例

目次
第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　公害の防止に関する規制等
第一節　特定工場等に関する規制（第五条―第十七条）
第二節　粉じんの飛散防止に関する措置（第十八条・第十九条）
第三節　燃焼不適物の燃焼行為に関する規制（第二十条・第二十一条）
第四節　拡声機の使用等に関する規制（第二十二条―第二十五条）
第五節　削除
第六節　地下水の水質の浄化に関する措置（第三十三条―第三十六条）
第七節　非常時等の措置（第三十七条―第三十九条）
第三章　化学物質の適正な管理（第四十条―第四十二条）
第四章　廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用（第四十三条―第四十八条）
第五章　自動車の使用に伴う環境への負荷の低減（第四十九条―第五十三条）
第六章　生活排水による水質の汚濁の防止（第五十四条―第五十六条）
第七章　オゾン層破壊物質の回収等（第五十七条―第六十条）
第八章　事業者による自主的な環境管理（第六十一条―第六十三条）
第九章　雑則（第六十四条―第七十条）
第十章　罰則（第七十一条―第七十六条）
附則

第一章　総則
（目的）
第一条　この条例は、大分県環境基本条例（平成十一年大分県条例第三十二号。以下「環境基本条例」という。）第三条に定める基本理念にのっとり、公害の防止に関する規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減のための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。
（定義）
第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　環境への負荷　環境基本条例第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。
二　公害　環境基本条例第二条第三項に規定する公害をいう。
三　生活環境の保全等　公害を防止すること、事業活動及び日常生活における環境への負荷を低減することその他大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全することをいう。
四　排煙　次に掲げる物質をいう。
イ　燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する窒素酸化物
ロ　燃料その他の物の燃焼、製造、加工若しくは使用又は受入れ、保管若しくは出荷に伴い発生し、又は発散する炭化水素系物質
ハ　燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
ニ　物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（イ及びロに掲げる物質を除く。）で規則で定めるもの（以下「排煙特定物質」という。）
五　一般粉じん　物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質（以下「粉じん」という。）のうち、石綿その他人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの以外のものをいう。
六　排水　工場又は事業場（以下「工場等」という。）から、公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に直接排出され、又は当該工場等において若しくは当該工場等以外の場所において地下に浸透することとなる水その他の液体をいう。
七　特定工場等　排煙、一般粉じん又は排水を発生し、排出し、又は飛散させることにより、公害を生じさせるおそれがある作業で規則で定めるもの（以下「特定作業」という。）を行う工場等をいう。
八　産業廃棄物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
（平一八条例二一・平一八条例四一・一部改正）
（県等の責務）
第三条　県、市町村、事業者及び県民は、環境基本条例第三条に定める基本理念にのっとり、生活環境の保全等が図られるよう、それぞれの立場において努めるものとする。

（県と市町村との関係）
第四条　県は、生活環境の保全等に関する施策のうち、主として広域にわたる施策及び市町村が行う生活環境の保全等に関する施策の総合調整に当たるものとする。
第二章　公害の防止に関する規制等
第一節　特定工場等に関する規制
（規制基準）
第五条　特定工場等における事業活動に伴って生ずる排煙に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定めるところによる。
一　窒素酸化物の許容限度
二　炭化水素系物質の許容限度及び排出の方法並びに炭化水素系物質を取り扱う施設に備えるべき設備の基準
三　ばいじんの許容限度
四　排煙特定物質の許容限度及び排出の方法
2　特定工場等における事業活動に伴って生ずる一般粉じんに関する規制基準は、一般粉じんの発生又は飛散の防止に関する方法及び許容限度について、規則で定めるところによる。
3　特定工場等における事業活動に伴って生ずる排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定めるところによる。
一　排水に含まれるカドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの（以下「排水特定物質」という。）ごとの許容限度
二　生物化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目ごとの許容限度
（規制基準の遵守）
第六条　特定工場等の設置者は、規制基準を超える排煙、一般粉じん又は排水を発生し、排出し、又は飛散させてはならない。
（排水の地下浸透に関する規制）
第七条　特定工場等の設置者は、地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある排水特定物質で規則で定めるもの（以下「特定有害物質」という。）を含む排水で規則で定める要件に該当するものを地下に浸透させてはならない。
（特定工場等の設置の届出）
第八条　特定工場等を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　特定工場等の名称及び所在地
三　特定工場等の業種及び主要生産品目
四　特定工場等の敷地内における建物等の配置及び構造
五　特定作業の種類
六　特定作業を行うための施設の種類及びその種類ごとの数並びに施設ごとの構造、能力、位置、規模及び使用の方法
七　原材料、燃料及び用水の種類及び使用量
八　排水の汚染状態及び量
九　用水及び排水の系統
十　排水の排出先
十一　特定作業の工程
十二　公害の防止の方法
十三　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
（経過措置）
第九条　一の工場等が特定工場等となった際現に工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該工場等が特定工場等となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
2　特定工場等において行われている一の作業が特定作業となった際現に特定工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該作業が特定作業となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一号、第二号及び第五号から第十三号までに掲げる事項を知事に届け出なければならない。
（変更の届出）
第十条　第八条又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、その届出に係る第八条第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
（計画変更命令等）
第十一条　知事は、第八条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定作業を行うための施設の構造、能力、位置若しくは使用の方法、又は公害の防止の方法に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

一　規制基準を超えて排煙、一般粉じん又は排水を発生し、排出し、又は飛散させるとき。
二　第七条に規定する排水を地下に浸透させるとき。
(実施の制限)
第十二条　第八条の規定による届出をした者又は第十条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定工場等を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。
2　知事は、第八条又は第十条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(氏名の変更等の届出)
第十三条　第八条又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第八条第一号から第四号まで、第九号、第十号若しくは第十三号に掲げる事項を変更したとき、その届出に係る特定工場等が特定工場等に該当しなくなったとき(第二条第七号の規則の改正により特定工場等に該当しなくなったときを除く。)又はその届出に係る特定工場等を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
(平一八条例二一・一部改正)
(承継)
第十四条　第八条又は第九条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場等に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2　第八条又は第九条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工事等を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定工場等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3　前二項の規定により第八条又は第九条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
(平一三条例三三・一部改正)
(改善命令等)
第十五条　知事は、特定工場等の設置者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定作業を行うための施設の構造、能力、位置若しくは使用の方法、公害の防止の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は特定作業の一時停止を命ずることができる。
一　規制基準を超えて排煙、一般粉じん又は排水を発生し、排出し、又は飛散させているとき。
二　第七条に規定する排水を地下に浸透させているとき。
2　前項の規定は、第二条第七号の規則の改正により新たに特定工場等となった工場等については当該工場等が特定工場等となった日から六月間、同号の規則の改正により新たに特定作業となった作業が行われている特定工場等の当該作業に係る施設等については当該作業が特定作業となった日から六月間は、適用しない。
(平一八条例二一・一部改正)
(改善措置の実施の届出)
第十六条　前条第一項の規定による改善命令を受けた者は、その命令に基づく改善の措置を講じたときは、その日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
(測定義務)
第十七条　特定工場等の設置者で規則で定めるものは、規則で定めるところにより、排煙量及び排煙濃度又は排水量及び排水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
第二節　粉じんの飛散防止に関する措置
(平一八条例二一・改称)
第十八条　削除
(平一八条例二一)
第十九条　事業者は、建築物の解体工事その他の事業活動に伴って発生する粉じんの飛散により周辺の生活環境を損なわないように必要な措置をとらなければならない。
(平一八条例二一・一部改正)
第三節　燃焼不適物の燃焼行為に関する規制
(燃焼不適物の燃焼行為の制限)
第二十条　廃棄物の処理を業とする者その他の事業者で規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、住居の用に供されている区域その他の特に燃焼に際し著しく大気を汚染する物質又は悪臭を発生させる物で規則で定めるもの(以下「燃焼不適物」という。)の燃焼行為を制限する必要がある区域として知事が指定する区域において、規則で定める焼却施設を用いることなく、燃焼不適物を燃焼させてはならない。
2　特定事業者以外の者は、前項の知事が指定する区域において、燃焼不適物をみだりに燃焼させてはならない。
3　知事は、第一項の規定により区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
(燃焼不適物の燃焼行為の中止勧告等)
第二十一条　知事は、前条第一項の規定に違反する特定事業者に対し、燃焼不適物の燃焼行為の中止を勧告し、又は期限を定めて焼却施設の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　知事は、前項の規定による勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
3　前二項の規定にかかわらず、知事は、緊急の必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反する特定事業者に対し、燃焼不適物の燃焼行為の中止を命ずることができる。
第四節　拡声機の使用等に関する規制
(近隣の静穏保持)
第二十二条　何人も、日常生活に伴って発生する騒音により周辺の生活環境を損なうことのないよう自ら配慮するとともに、相互に協力して近隣の静穏の保持に努めなければならない。
(拡声機の使用の制限)
第二十三条　何人も、午後五時から翌日の午前九時までの間は、商業宣伝を目的として、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて、拡声機を使用してはならない。
2　前項に規定するもののほか、何人も、商業宣伝を目的とした拡声機の使用に当たっては、住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に静穏の保持を必要とする区域であって、知事が指定する区域において、拡声機の使用方法、使用時間及び音量について規則で定める事項を遵守しなければならない。
3　第二十条第三項の規定は、前項の規定による区域の指定並びに変更及び廃止について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第二十三条第二項」と読み替えるものとする。
(夜間営業等の騒音の制限)
第二十四条　夜間における騒音の防止を図る必要がある区域であって、知事が指定する区域において、飲食店営業その他の営業であって規則で定めるものを営む者は、午後十一時から翌日の午前六時までの間においては、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。
2　第二十条第三項の規定は、前項の規定による区域の指定並びに変更及び廃止について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第二十四条第一項」と読み替えるものとする。
(停止命令等)
第二十五条　知事は、第二十三条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に違反する者に対し、期限を定めて、行為の停止、施設の改善、営業時間の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
2　知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
第五節　削除
(平一八条例四一)
第二十六条から第三十二条まで　削除
(平一八条例四一)
第六節　地下水の水質の浄化に関する措置
(地下水調査への協力)
第三十三条　知事は、特定有害物質による地下水の水質の汚濁(以下単に「地下水の水質の汚濁」という。)があると認める場合には、その原因を調査するために必要な最小限度の規模に限り、他人の所有し又は管理する土地の試掘等の調査を行うことについて、当該土地の所有者又は管理者に対し、協力を求めることができる。
(事業者による調査)
第三十四条　知事は、地下水の利用状況及び地下水の水質の汚濁の状況等を勘案し、地下水の水質の浄化対策に必要な限度において、地下水の水質の汚濁の原因である可能性があると認められる土地において事業を行っている者又は事業を行っていた者で規則で定めるものに対し、地下水の水質の汚濁の原因に係る調査を実施するよう指導することができる。
2　前項の指導を受けた者は、速やかに調査を実施し、その結果を知事に報告するように努めるものとする。
(地下水の水質の浄化に係る指導等)
第三十五条　地下水の水質の汚濁の原因であると認められた土地(以下「地下水汚濁原因地」という。)において事業を行っている者(当該地下水汚濁原因地において事業を行っている者が当該地下水の水質の汚濁の原因者でないと認められる場合にあっては、規則で定める者)は、地下水の水質を浄化するための計画(以下「浄化対策計画」という。)を作成し、知事に報告しなければならない。
2　浄化対策計画を作成した者は、浄化対策計画を誠実に実施し、その実施が完了したときは、その結果を知事に報告しなければならない。
3　知事は、浄化対策計画の作成及び実施について、必要な指導及び助言を行うものとする。
4　知事は、第一項に規定する者が、浄化対策計画を作成していないと認める場合又は浄化対策計画を誠実に実施していないと認める場合には、地下水の利用状況及び地下水の水質の汚濁の状況等を勘案し、期限を定めて、浄化対策計画の作成又は浄化対策計画の誠実な実施を勧告することができる。
(地下水の水質の浄化に係る命令等)
第三十六条　知事は、前条第四項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、当該勧告に係る地下水汚濁原因地から特定有害物質に該当する物質を含む水その他の液体の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、前条第四項の規定による勧告を受けた者について

、水質汚濁防止法第十四条の三の規定の適用がある場合は、この限りでない。
2　前項の規定による命令を受けた者が地下水汚濁原因地を管理する者と異なる場合においては、当該地下水汚濁原因地を管理する者は、当該命令に係る措置に協力しなければならない。
第七節　非常時等の措置
(非常時の措置)
第三十七条　工場等の設置者は、当該工場等の施設、容器の破損等の事故その他の非常の事態(以下「非常事態」という。)の発生に伴い、大気の汚染又は水質の汚濁の原因となる物質で規則で定めるものが放出され、又は発生することによって、公害が生じ、又は生ずるおそれが生じたときは、直ちに、その非常事態の状況を知事に通報するとともに、当該物質の放出、発生又は拡散を防止するための応急の措置をとらなければならない。
2　前項に規定する場合において、知事は、工場等の設置者が応急の措置をとっていないとき又は同様の非常事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3　前項の規定による命令を受けた工場等の設置者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
(緊急事態が予想される場合の措置)
第三十八条　知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態の発生が予想される場合には、その事態を一般に周知させるとともに、排煙を排出する者に対し、大気の汚染を減少させるために必要な措置をとるべきことを求めることができる。
2　知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な渇水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、その事態が発生した当該一部の区域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。
(規制の定めのない公害に対する措置)
第三十九条　知事は、現に公害が発生し、発生するおそれがあると認める場合であって法律又は条例に規制の定めがないときは、当該公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害を防止するために必要な措置をとるべきことを求めることができる。
第三章　化学物質の適正な管理
(化学物質に関する情報の収集及び提供)
第四十条　県は、生活環境の保全等に支障を及ぼすおそれのある化学物質に関する情報の収集に努めるとともに、当該化学物質に関する知識の普及を図るように努めるものとする。
2　県は、国及び市町村と連携して、前項の化学物質による環境の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めるものとする。
(指定化学物質の適正な管理)
第四十一条　事業者は、事業活動を行うに当たり、前条第一項の化学物質であって知事が指定するもの(以下「指定化学物質」という。)による環境の汚染を防止するため、事業内容、工事等の形態等に応じ、おおむね次に掲げるところにより、指定化学物質の適正な管理に努めなければならない。
一　指定化学物質の管理体制の整備を行うこと。
二　指定化学物質を適正に管理するための情報の収集及び整理を行うこと。
三　指定化学物質の受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量及び方法の把握を行うこと。
四　指定化学物質の使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器等の使用を行うこと。
五　指定化学物質の回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用を行うこと。
(指定化学物質取扱工場等に対する勧告等)
第四十二条　知事は、指定化学物質の製造、使用、処理、保管等を行う工場等(以下「指定化学物質取扱工場等」という。)における指定化学物質の適正な管理を促進するため、指定化学物質取扱工場等の設置者に対し、技術的な指導及び助言をすることができる。
2　知事は、指定化学物質取扱工場等における指定化学物質の管理が適正でないことにより、指定化学物質取扱工場等の周辺地域の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該指定化学物質取扱工場等の設置者に対し、その被害の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
3　知事は、前項の規定による勧告を受けた指定化学物質取扱工場等の設置者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
第四章　廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用
(廃棄物の減量等に係る県の責務)
第四十三条　県は、事業者及び県民による廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう、事業者及び県民に対する情報提供及び啓発、事業者に対する指導、廃棄物の減量及び資源の有効利用のための技術的な支援その他の必要な措置を講ずるとともに、廃棄物の不適正な処理が行われないように必要な施策を実施するものとする。
(廃棄物の減量等に係る事業者の責務)
第四十四条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、再利用可能な物の分別及び再利用、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。)及び再生部品(同条第五項に規定する再生部分をいう。)の利用並びに再生品、簡易な包装を用いた製品の選択等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2　事業者は、物の製造又は加工を行うに当たっては、次に掲げるところにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用が促進されるよう努めなければならない。
一　長期間使用可能な製品並びに再利用の容易な容器及び包装の開発
二　製品の修理体制の整備
三　容器及び包装の過剰な使用の抑制
四　不用となった製品、容器及び包装の回収
3　事業者は、廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用に関し、県及び市町村が実施する施策に協力しなければならない。
(平一三条例一四・一部改正)
(廃棄物の減量等に係る県民の責務)
第四十五条　県民は、その日常生活において、再利用可能な物の分別及び再利用、地域における集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動への参加並びに再生品、簡易な包装を用いた製品の選択等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
2　県民は、廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用に関し、県及び市町村が実施する施策に協力しなければならない。
(県内産業廃棄物の県内処理)
第四十六条　産業廃棄物を生ずる工場等を県内に設置する事業者(以下「産業廃棄物排出事業者」という。)は、当該工場等において生ずる産業廃棄物(以下「県内産業廃棄物」という。)を県内において自ら適正に処理し、又は県内産業廃棄物の処理を委託する場合においては当該県内産業廃棄物が県内に設置された産業廃棄物を処理する施設において適正に処理されるよう努めなければならない。
2　県は、県内産業廃棄物の処理が円滑に行われるよう、産業廃棄物を処理する施設の整備の促進等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
第四十七条及び第四十八条　削除
(平一三条例一四)
第五章　自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
(施策の推進)
第四十九条　県は、市町村、事業者、県民及び関係機関と連携して、環境への負荷が少ない自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。)への転換、自動車の合理的な使用による交通量の抑制、道路の環境の改善その他の自動車の運行に伴う環境への負荷を低減するための総合的な施策を推進することに努めるものとする。
(自動車を使用する者等の責務)
第五十条　自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを排出しない自動車、排出ガスの排出量が少ない自動車その他の環境への負荷が少ない自動車を購入し、又は使用するように努めなければならない。
2　自動車を使用し、又は所有する者は、輸送効率の向上を図ること、公共の交通機関の利用を図ること等により、自動車の走行量を抑制するように努めるとともに、自動車の必要な整備及び適正な運転を行うことにより、環境への負荷の低減に努めなければならない。
(自動車の駐車時の原動機の停止)
第五十一条　自動車を運転する者は、自動車の駐車(自動車が客待ち、荷持ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止(人の乗降のための停止を除く。)をすること又は自動車が停止し、かつ、当該自動車の運転をする者がその自動車を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。以下同じ。)をする場合には、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、救急用自動車を緊急用務のため使用中の場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。
(駐車場等管理者の責務)
第五十二条　自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合(前条ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。)における自動車の原動機の停止を指導するように努めなければならない。
2　次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを管理する者は、看板、放送、書面等により、当該施設を利用する者に、自動車の駐車をする場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置をとらなければならない。
一　駐車場(駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第一号に規定する路上駐車場及び同条第二号に規定する路外駐車場をいう。)
二　自動車ターミナル(自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第四項に規定する自動車ターミナルをいう。)
三　前二号に掲げるもののほか規則で定める施設
(駐車場等管理者に対する勧告)
第五十三条　知事は、前条第二項に規定する施設を管理する者が同項の周知させる措置をとっていないと認めるときは、当該施設を管理する者に対し、必要な周知させる措置をとるべきことを勧告することができる。
第六章　生活排水による水質の汚濁の防止
(日常生活等に伴う水質汚濁の防止)
第五十四条　何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用等に心がけることにより、日常生活に伴う水質の汚濁の防止に努めなければならない。

2　何人も、河川区域、海岸等において調理、野営等の活動を行うときは、調理に使用した油の回収等に心がけることにより、公共用水域に油、洗剤等を含む水を排出することによる水質の汚濁の防止に努めなければならない。
(生活排水の適正な処理)
第五十五条　生活排水(水質汚濁防止法第二条第九項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)を排出する者は、公共下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、合併処理浄化槽(浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ。)の設置又は集合処理施設(コミュニティ・プラントその他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)への接続を行うことにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。
(平二三条例一〇・一部改正)
(生活排水処理に係る施策の実施等)
第五十六条　県は、市町村と連携して、生活排水の処理に関する基本方針を定めるとともに、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策(以下「生活排水対策」という。)に係る施策を実施するものとする。
2　県は、生活排水対策に関する知識の普及並びに公共下水道その他の公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設の整備及び合併処理浄化槽の普及その他の生活排水対策を推進する市町村への援助に努めるものとする。
第七章　オゾン層破壊物質の回収等
(オゾン層破壊物質の排出の抑制)
第五十七条　何人も、オゾン層を破壊する物質で規則で定めるもの(以下「オゾン層破壊物質」という。)が大気中に排出されることのないように努めなければならない。
(特定機器の整備又は修理を行う事業者の責務)
第五十八条　オゾン層破壊物質を使用する機器で規則で定めるもの(以下「特定機器」という。)の整備又は修理を行う事業者は、整備又は修理を行うに当たり、オゾン層破壊物質の大気中への排出を防止するための適切な措置をとらなければならない。
(オゾン層破壊物質の回収等)
第五十九条　特定機器を廃棄しようとする者は、次の各号のいずれかの方法により、特定機器からオゾン層破壊物質が大気中に排出されることのないように努めなければならない。
一　自らオゾン層破壊物質を容器等に回収し、回収したオゾン層破壊物質の分解処理又は再生処理(以下「分解処理等」という。)を行う方法
二　オゾン層破壊物質を容器等に自ら回収し、分解処理等を行う事業者(以下「処理事業者」という。)に分解処理等を委託する方法
三　特定機器からのオゾン層破壊物質の回収(以下「回収措置」という。)を行う事業者(以下「回収事業者」という。)に回収措置を委託する方法
四　市町村が行う回収措置を利用する方法
2　回収事業者は、回収措置の委託を受けたときは、適正に回収措置を行うとともに、自ら分解処理等を行うか又は分解処理等を処理事業者に委託しなければならない。
3　処理事業者は、分解処理等の委託を受けたときは、適正に分解処理等を行わなければならない。
(オゾン層破壊物質の回収等に係る指導等)
第六十条　知事は、第五十八条の事業者又は特定機器を廃棄しようとする者に対し、オゾン層破壊物質の大気中への排出の防止に必要な限度において、指導及び助言を行うことができる。
2　知事は、回収事業者又は処理事業者に対し、回収措置、分解処理等又はこれらの委託が適切に行われていないと認めるときは、オゾン層破壊物質の大気中への排出の防止に必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
第八章　事業者による自主的な環境管理
(環境の保全に係る組織体制の整備)
第六十一条　事業者は、事業活動を行うに当たり、事業内容及び工場等の形態に応じ、おおむね次に掲げるところにより、環境の保全に係る組織体制の整備に努めなければならない。
一　環境の保全のための方針、目標及び計画を作成すること。
二　環境の保全のための役割、責任及び権限の明確化を図ること。
三　施設等の点検管理に関する規準の整備を行うこと。
四　従業員に対し、環境の保全に関する教育を行うこと。
五　環境に係る情報の把握を行うこと。
六　事故その他の非常時における対応の仕組みの整備を行うこと。
(環境管理の導入)
第六十二条　規則で定める事業者は、環境基本条例第二十条に規定する環境管理を導入することにより、環境への負荷の継続的な低減に努めるものとする。
(県による情報の提供)
第六十三条　知事は、事業者の行う自主的な環境の保全の推進に関する取組に資するため、環境の保全を推進するための情報の収集及び整理をするとともに、事業者への情報の提供に努めるものとする。

第九章　雑則
(中小企業者に対する助成)
第六十四条　県は、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一号又は第二号に規定する事業者をいう。)が行う環境の保全のための施設の整備について、必要な資金のあっせん、技術的な指導又は助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
(環境の保全に関する協定の締結)
第六十五条　知事は、公害の防止等環境を保全するため必要があるときは、事業者との間において、環境の保全に関する協定を締結するものとする。
(審議会への諮問)
第六十六条　知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、大分県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
一　第二条第七号に規定する特定作業
二　第五条の規制基準
三　第七条の要件
四　第二十条第一項の焼却施設
五　第二十三条第二項の拡声機の使用方法、使用時間及び音量
六　第二十四条第一項の基準
(平一八条例二一・平一八条例四一・一部改正)
(報告の徴収)
第六十七条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定工場等の設置者その他の者に対し、必要な事項を報告させることができる。
(立入検査等)
第六十八条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定工場等その他の場所に立ち入り、帳簿書類、施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。
2　前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
3　第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(市町村の条例との関係)
第六十九条　この条例の規定は、市町村が当該市町村の区域の自然的社会的諸条件に応じて、生活環境の保全等に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。
(規則への委任)
第七十条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
第十章　罰則
第七十一条　第十一条、第十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
(平一八条例四一・一部改正)
第七十二条　第三十七条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第七十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一　第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第二十一条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者
第七十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一　第九条第一項若しくは第二項又は第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第十二条第一項の規定に違反した者
三　第十七条の規定による測定をせず、又は測定の結果の記録をせず、若しくは虚偽の記録をした者
四　第二十五条第二項の規定による命令に違反した者
五　第六十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
六　第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第七十五条　第十三条、第十四条第三項又は第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。
第七十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
附則
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第六十六条の規定は、公布の日から施行する。
(平成一二年規則第一〇五号で平成一二年一二月二三日から施行)
(大分県公害防止条例の廃止)
2　大分県公害防止条例(昭和四十六年大分県条例第三十六号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)

3　この条例の施行前にした旧条例第十九条第一項又は第二十一条第一項の規定による許可の申請に係る処分については、なお従前の例による。
4　この条例の施行の際現に旧条例第十九条第一項若しくは第二十一条第一項の規定による許可を受けている者又は前項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る工場又は事業場が特定工場等に該当する場合においては、当該許可に係る工場又は事業場につき第八条又は第十条の規定による届出をしたものとみなす。
5　前項の規定により第八条の規定による届出をしたものとみなされた者のこの条例の施行前に行われた旧条例第十九条第一項又は第二十一条第一項の規定による許可に係る工場又は事業場に係る旧条例第二十二条、第二十三条、第二十四条第三項、第二十五条又は第二十八条の規定による事業開始、氏名等の変更、承継、事業廃止又は改善措置についての届出については、なお従前の例による。
6　知事は、附則第四項の規定により第八条又は第十条の規定による届出をしたものとみなされた者について、この条例の施行前に旧条例第二十六条第一項各号の規定に該当する事由があった場合においては、その事由をもって、第十五条第一項の規定による処分をすることができる。
7　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この条例中に相当規定があるときは、この条例の規定に基づきなされたものとみなす。
8　この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例に係るこの条例の施行後の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
9　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な経過措置は、規則で定める。
附則(平成一三年条例第一四号)
この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
附則(平成一三年条例第三三号)抄
(施行期日等)
1　この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の大分県食品衛生条例(以下「改正後の食品衛生条例」という。)の規定、第二条の規定による改正後の大分県食品行商取締条例(以下「改正後の食品行商取締条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の大分県生活環境の保全等に関する条例(以下「改正後の生活環境保全条例」という。)の規定は、平成十三年四月一日から適用する。
(大分県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
4　改正後の生活環境保全条例第十四条第二項の分割により当該特定工場等を承継した法人(適用日から施行日の前日までの間に承継したものに限る。)で、同項の規定により改正後の生活環境保全条例第八条又は第九条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者の地位を承継することとなったものに対する改正後の生活環境保全条例第十四条第三項の規定の適用については、同項中「その承継があった日から」とあるのは、「大分県食品衛生条例等の一部を改正する条例(平成十三年大分県条例第三十三号)の施行の日から」とする。
附則(平成一八年条例第二一号)
この条例は、公布の日から施行する。
附則(平成一八年条例第四一号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成十八年十一月一日から施行する。
附則(平成二三年条例第一〇号)
この条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十一号)の施行の日から施行する。
(施行の日＝平成二三年四月一日)